

契 約 書 (案)

公立大学法人岩手県立大学（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、岩手県立大学滝沢キャンパスで使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、岩手県立大学滝沢キャンパス電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、岩手県立大学滝沢キャンパスで使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| （1）基本料金単価 | 0,000.00 円 / kW月 |
| （2）電力量料金単価 | 夏季・昼間 00.00 円 / kWh |
| | 夏季・ピーク 00.00 円 / kWh |
| | その他季・昼間 00.00 円 / kWh |
| | 夜間 00.00 円 / kWh |

（注1）料金区分の設定は、発注者と契約予定者との協議により決定する。

- 消費税額及び地方消費税額を前項の単価に含むものとする。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第1項に基づく賦課金は、岩手県の地域を供給区域とする電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が定める高圧の電気供給条件によるものとする。
- 燃料費調整は、一般送配電事業者が定める高圧の電気供給条件に準じるものとする。

（履行場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

- （1）場所 岩手県滝沢市菓子152番52号 岩手県立大学滝沢キャンパス
- （2）期間 令和2年4月1日0時から令和3年3月31日24時まで

（注2）受注者変更に伴う切り替え手続き等により、令和2年4月1日からの契約が困難な場合は、令和2年5月1日0時から令和3年3月31日24時まで

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金_____円とする。

（注3）契約保証金について、受注者は契約の締結と同時に、契約金額に岩手県立大学滝沢キャンパスで使用する電気の供給の契約電力及び予定使用量を乗じた金額の100分の5以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、公立大学法人岩手県立大学契約実施規程第38条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

（再委任等の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 契約電力は、仕様書のとおり定めるものとする。

2 各月の契約電力が仕様書に定める値を超過する場合は、発注者、受注者協議を行い、契約電力を定めるものとする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、原則として毎月1日(以下「計量日」という。)に使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条に定めた検査終了後、第2条及び第9条に基づき支払請求書を作成(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額により作成)し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求があったときは、約定期間内に受注者に対価を支払うものとする。

(注4) 約定期間は、発注者と契約予定者との協議により決定する。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わない場合は、受注者に対する支払の日までの日数に応じ、支払金額につき年2.7パーセントの割合で計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の遅延利息を支払わなければならない。

(注5) 支払遅延利息について、契約予定者が定める電気供給約款等に規定されている場合は、この契約書を基準として、表記については、契約予定者との協議により決定するが、規定されていない場合については、令和2年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、この契約締結後に経済情勢の変動、天災地変及び法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当と認められる場合は、協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者から正当な事由により契約解除の申出があったとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（不当介入に対する措置）

第14条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

（違約金）

第15条 天災その他不可抗力の原因又は第13条第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、受注者は、解除された日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条第2号に規定する電力量料金単価を乗じて得た額と契約電力に同条第1号に規定する基本料金単価を乗じて得た額の合計額に対し、**年2.7パーセント**の割合で計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を違約金として発注者に支払わなければならない。

（注6）令和2年4月1日に適用される岩手県会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする）

2 前項の違約金は、この契約が解除された日から違約金が支払われる日までの日数で計算するものとする。

（秘密の保全）

第16条 受注者は、この契約により知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡をした場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨通知を行った時点で生じるものとする。

3 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(注 7) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外である場合は、第 17 条第 1 項ただし書及び第 17 条第 2 項の規定を削除する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 18 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、受注者が定める約款によるほか、発注者、受注者協議するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県滝沢市菓子 1 5 2 - 5 2
公立大学法人岩手県立大学
理事長 遠 藤 達 雄

受注者 住 所
氏 名